

令和元年 12 月 26 日

広島高速道路公社

広島高速道路公社理事長の退任について

広島高速道路公社（以下「公社」という。）は、高速 5 号線シールドトンネル工事契約における不適切な対応などにより、県民・市民の皆様にご迷惑・ご心配をお掛けしましたこと、改めて心よりお詫び申し上げます。

このような、公社に対する信頼を大きく損ねる事態を招いたことを踏まえ、理事長 石岡輝久は、令和元年 12 月 31 日付けで退任いたします。

理事長は当面欠員となるため、公社定款第 7 条第 2 項の規定により、副理事長がその職務を行うことといたします。

また、理事長、副理事長は、次のとおり報酬の自主返納を行うこととしました。

【理事長】 報酬月額の 10%程度（3 か月）を自主返納する。

【副理事長】 報酬月額の 10%程度（3 か月）を自主返納する。

なお、当時の理事長、副理事長に対して、現理事長名により報酬の自主返納の要請を行うこととしています。

今後、公社としましては、11 月に公表した再発防止の具体的な取組を着実に実施してまいります。また、県・市の指導・助言を受けながら、現在の組織体制等の改善策の検討・実施を進めるとともに、高速 5 号線事業を着実に推進し、県民・市民の皆様にご信頼される公社となるよう、役職員一丸となって取り組んでまいります。

広島高速道路公社 理事長退任コメント

私、広島高速道路公社理事長 石岡輝久は、令和元年12月31日付けで理事長の職を辞すこととし、設立団体である県・市に辞職届を提出し、12月25日に承認されました。

平成29年4月の理事長就任以降、高速5号線のトンネル工事を推進するとともに、今回の契約問題を受けて、JVとの折衝や整備計画変更の調整などの諸課題について、全身全霊で取り組んでまいりました。

しかしながら、結果として、県民・市民の皆様に、多大なるご迷惑・ご心配をおかけしましたこと、改めて、心よりお詫び申し上げます。

こうした中、12月の県議会、市議会においては、多くの議員の方から厳しいご指摘をいただいた上で、整備計画変更同意案のご承認をいただきました。これにより、私自身、事業の継続性について一定の見込みがついたと考え、辞職を判断した次第です。

今後、公社は、県・市の指導・助言を受けながら、県民・市民の皆様に信頼される公社となるよう、役職員一丸となって取り組むこととしておりますので、どうか、よろしく申し上げます。

令和元年12月26日

広島高速道路公社理事長 石岡輝久